

表彰及び感謝状贈呈に関する細部基準

標記について、県規則第 3 4 条第 2 項及び第 3 6 条による表彰及び感謝状贈呈の細部基準を、次のとおり定める。

1 表彰に関する細部基準

県規則第 3 4 条第 1 項による表彰対象者は、要約すると次のとおりである。

県隊友会に属する組織及び正会員で

- ① 県隊友会の会員増勢、会務運営及び諸活動に顕著な功績があったこと。
- ② その他、特に県会長が必要と認めた者

(1) 本部長（隊友会会長）表彰上申に関する細部基準

県規則第 3 4 条第 1 項による表彰対象者の細部は、概ね次を満足する者

ア 県役員として 5 年以上又は支部役員として 10 年以上貢献した。

イ 正会員・特別会員を計 4 名以上加入させた。

ウ ただし、a 県会長表彰を受賞してから 3 年以上経過していること。

b 前回の本部長表彰から 5 年以上経過していること。

なお、隊友会規程第 1 5 号第 6 条による定時表彰時の本県表彰枠は、正会員 5～6 名、組織 0～1 である。

(2) 県会長表彰に関する細部基準

県規則第 3 4 条第 1 項による表彰対象者の細部は、概ね次を満足する者

ア 県役員として 4 年以上又は支部役員として 7 年以上貢献した。

イ 正会員・特別会員を計 3 名以上加入させた。

ウ 予備自衛官として、永年 20 年以上の奉仕をした。

エ ただし、a 支部長表彰を受賞してから 3 年以上経過していること。

b 前回の県会長表彰から 5 年以上経過していること。

(3) 支部長表彰に関する細部基準

県規則第 3 4 条第 1 項による表彰対象者の細部は、概ね次を満足する者

ア 支部役員として 4 年以上貢献した。

イ 正会員・特別会員を計 2 名以上加入させた。

ウ 隊友紙等の手配り配布に 4 年以上貢献した。

エ ただし、前回の支部長表彰から 5 年以上経過していること。

2 感謝状の贈呈に関する細部基準

県規則第36条第1項による感謝状贈呈対象者は、要約すると次のとおりである。

県隊友会に属する特別会員（個人・団体）及び部隊等で

- ① 県隊友会の育成・拡充発展及び直接支援の功績が著しいこと。
- ② その他、特に県会長が必要と認めた場合

(1) 本部長（隊友会会長）感謝状贈呈上申に関する細部基準

県規則第36条第1項による感謝状贈呈対象者の細部は、概ね次を満足する者

- ア 特別会員として10年以上支援していること。
- イ 県隊友会が計画する各種行事に積極的に参加・支援していること。
- ウ 地域代表世話人等としての功績が著しいこと。
- エ ただし、a 県会長の感謝状贈呈から3年以上経過していること。
b 前回の本部長感謝状贈呈から5年以上経過していること。

(2) 県会長感謝状贈呈に関する細部基準

次のほか、イウ項については前（1）項に同じ。

- ア 特別会員として7年以上支援していること。
- エ ただし、a 支部長の感謝状贈呈から3年以上経過していること。
b 前回の県会長感謝状贈呈から5年以上経過していること。

(3) 支部長感謝状贈呈に関する細部基準

次のほか、イウ項については前（1）項に同じ。

- ア 特別会員として4年以上支援していること。
- エ ただし、前回の支部長感謝状贈呈から5年以上経過していること。

3 表彰・感謝状贈呈上申に関する細部事項

- (1) 各支部長は、候補者の上申に際し、単に役職・役員経験年数に拘泥することなく、県隊友会及び支部に対する貢献度を重視し、具体的な功績を添えて、県様式第8により上申するものとする。
- (2) 県会長は、各支部長が推薦・上申した候補者の中から、候補者の貢献度・実績に加え、各支部会員数のバランス及び本部の本県表彰枠等も考慮して、受賞者を決定し又は候補者を本部長に上申するものとする。

4 その他

- (1) 県会長表彰及び支部長表彰に係わる功労賞は、それぞれ初回受賞時のみ授与するものとする。
- (2) 神奈川自衛隊音楽まつりへの協力・貢献に対する感謝状は、自衛隊神奈川地方協力本部支援団体協議会の「音楽まつり実行委員会」が定める基準により、同協議会の代表から贈呈される。